

周縁からみた播磨国矢野荘

——最北山間部の基礎的研究と現地調査報告——

赤松 秀亮・高橋 傑

はじめに

ある一つの荘園について、現存の史料から知ることのできる事実には少なからず偏りがある。すなわち、荘園全域について満遍なく史料が残されていることは稀で、政所、荘官屋敷、荘領守などの要所——いわゆる荘園の「臍」^①や、史料を蓄積した領主の家が管轄したエリアについては、多くを知ることができる一方、それ以外の場所について知るところは少ない。こうした偏りの結果、史料上に頻出する中心部の姿^②そのの荘園の姿として描き出されることもままある。中世の荘園がしばしば複雑な領域構成をとったことはつとに知られるが、必ずしも実態が明らかにされてこなかった非中心部^③周縁に注目することで、より多様で豊かな荘園像を描き出すことに繋がるだろう。こうした主題を検討する素材として、荘園の内部構成、環境差が論点の一つとなっている播磨国矢野荘（現兵庫県相生市）に注目したい。^③

矢野荘は、保延三年（一一三七）の成立以来、複数の領主によって断続的に分割され、現存史料のほとんどは、鎌倉末～室町期に領家方を管轄し

た東寺に伝来したものである^④。そのため、これまでの研究は、大半が領家方を考察対象としてきた【地図1】。この事実を明確に指摘した榎原雅治氏は、荘園全体を視野に入れた考察の必要性を提起し、^⑤それを受けて地頭方や浦分といった領家方以外のエリアについても研究が進められた^⑥。また近年では赤松が、荘園代官との対立や水害時の損免要求に際して結ばれた「荘家の一揆」



【地図1】 矢野荘の領域構成

国土地理院標準地図をベースマップに、注(5)榎原氏論文図3をもとに作成。

を手がかりに、上村・下村なる広域的な「村」や居住・耕作の環境を遠因とする現地主民間の利害対立を指摘した。⁽⁸⁾ひと口に矢野荘と言っても、領有単位にとどまらず、北の山間部（上村）と南の平野部（下村）、村落や名の立地などに看取できる環境の多様性が明らかになりつつある【地図2】⁽⁹⁾。

この矢野荘において、検討すべき周縁部とはどこだろうか。矢野荘の史料がほぼ領家方に限られることは先述したが、同じ領家方のなかでも史料上での現れ方は南北で歴然とした違いがある。これまで、もっぱら研究の対象とされてきたのは政所や荘鎮守など数々の要所が集中し、豊かな耕地にも恵まれた若狭野平野周辺に位置する南部（下村）の領家方であった。実際、

東寺の下で作成された南北朝期の検注帳を見ると、末尾に記される代官の直轄地には、若狭野平野周辺の地名が並び、荘園経営の基盤がどこに置かれていたかは明白である。⁽¹⁰⁾対して、北部（上村）の領家方についての研究は手つかずに近い。そのなかでも、最北にそびえる三濃山すそ野の谷間に集落や耕地が営まれる現相生市矢野町能下地区・たつの市新宮町二栢野地区は、他荘との境界に位置する文字通りの周縁であり、若狭野平野周辺とは対極的な立地にある。こうした周縁エリアについて、中世当時の実態を探ると共に、史料上にとどまらずに現れ、位置づけられているかを検討することは、中世の荘園空間や荘園領主の経営について重要な論点を提示しうると考えられる。

考察にあたって、文献史料の不足を補うのが現地調査である。そもそも、当該エリアでは急速な過疎化が進行しており、本稿の末尾に収める調査概要も、将来において貴重な資料となりうる。現地を歩いての聞き取りや水がかりの把握、明治期の地籍図を用いた復原手法は、とくに目新しくはないが、二〇一〇年代以降、荘園研究で急速に普及した地理情報システム（GIS）を、



【地図2】 上村・下村と中世村落
 国土地理院標準地図をベースマップに、中世村落の位置は注(5)榎原氏論文を参考に作成。矢野荘における上村と下村の境は、ホリマチ・中世山陽道付近と推定（注(7)赤松論文）。

単なる作図ツールとしてではなく分析に活用することで、当該エリアにおける景観の変遷についてより解像度の高い考察を試みたい。⁽¹¹⁾その意味で、本稿

は荘園研究の技術論としての意味も有している。成稿にあたっては、附「能下・二栢野調査概報」および【地図6】・【地図7】のデータ作成は高橋が行い、それ以外は赤松が担当した。

一、能下に関する基礎的考察

ここでは、本稿の考察対象である二地区のうち、現相生市矢野町能下について考察する。

1 先行研究と課題

能下に関する先駆的な研究としては、松岡秀夫「のうけい谷」の開発⁽¹²⁾がある。松岡氏は、領家藤原氏と地頭海老名氏との間で下地中分が行われた際に作成された正安元年（二二九九）一月八日「例名実検取帳案」⁽¹³⁾（以下、正安元年帳）を分析し、条一坪の地番で「本田」を把握する矢野荘のなかで、「ノ

ウケイ谷分」¹¹能下には地番がないことから、矢野荘が成立し地番が割り振られたあとで、能下の開発が進められたことを指摘した。その後、この地域を主題とした研究はほとんどない。そうしたなか、中世後期の荘官層と村落との関係を追究した榎原氏は、矢野荘領家方には現在の集落に繋がる五つの村(能毛・西奥・田井・若狭野・雨内)があり、それぞれ自立性をもった生産の単位として機能していたことを指摘した¹⁴。また赤松は、矢野荘の悪党として知られる公文寺田氏の所領重藤名の地理的分布を検討した際、能下のほぼ全ての耕地が重藤名および、下地中分時に重藤名内へ編入された吉守名で構成されていたことに注目し、能下は寺田氏の影響力が強い地域で、そのことが下地中分の領域設定に影響したと指摘した¹⁵。

なぜ、寺田氏は能下への影響力を強めたのだろうか。在地領主による下地中分への対応を考える際の素材としても、能下の考察には一定の意義があると考えられる。

2 矢野荘領家方における能下の位置

「はじめに」でも述べたように、文献史料上に最北の山間部が登場する頻度は高くない。その理由として考えられるのが、領主から見た当該エリアの周縁性である。

【史料1】

一、就矢野庄百姓逃散、祐尊代官石川左衛門^{今月七日京着}三郎上洛事、注進状之趣者、於去年、貢未進百姓者、取質物、押置名田并住宅、^{〔張本輩者、可籠舎之由、可預御下知之由、欲蒙御下知之処、無其儀之間、百姓等弥令忽緒預所下知、次新百姓少、所尋出也、但、雨内□野下谷者、遠所之間、未及其沙汰、(後略)}

【史料1】は、「東寺学衆方評定引付」永和三年三月八日条の一節である¹⁶。この年正月、永和の「惣庄一揆」として知られる大規模な荘家の一揆が発生し、荘園代官の地位にあった高井法眼祐尊は、その弾圧に乗り出して¹⁷いた。祐尊の代官が持参した注進状によれば、祐尊は去年の年貢を未納した百姓の処罰を東寺に求めていたが実現せず、そのため祐尊の下知が軽んじられる状

況になっており、逃散中の百姓に代わって耕作を担う新百姓を見出しつつあることが報告されている。その際、雨内と能下は「遠所」であるため、未だ対応できていないとされる。

祐尊が掌握に注力したのは、政所が置かれ、直轄地が集中する自身の足元、若狭野平野周辺であり、この時点では「遠所」への対応に手が回っていない。「荘家の一揆」という非常時に際し、領主側の優先順位が低く後回しになっている能下はまさに周縁の地であった。

3 検注帳の記載

中世能下の景観を明らかにするうえで手がかりとなるのが、領主による土地調査である検注に際して作られた検注帳である。ここでは、本稿で分析する正安元年帳と貞和二年帳¹⁸の記載状況を確認していきたい。

正安元年帳は、当時の領家藤原氏と地頭海老名氏との間で実施された下地中分時に作成されたもので、検注を実施した順に耕地が書きあげられる取帳形式である。「ノウケイ谷分」と注記されて検注が実施されている耕地は四二ヶ所検出される。

【表1】は、正安元年帳における「ノウケイ谷分」の耕地情報を記載順にまとめたものである。ほぼ全てが、寺田氏の所領である重藤名と、下地中分後に重藤名に編入された吉守名とで占められている。寺田氏は、藤原氏に代わり新たに領家方の主になった東寺と衝突し、矢野荘を追われる。重藤名は再編され、新たに重藤方として東寺の収取機構に組み入れられていく¹⁹。

再編後の重藤方については、南北朝期の検注帳から構成を知りうる。なかでも東寺が斗代定をして経営体制を確立した際に作成され、田畠両方の帳簿が現存するのが貞和二年帳である。能下に注目しながらこの帳簿を見ると、吉守名から末重名が分離していることに気がつく。そのうえで、地名に注目して重藤方の名を探ると、能下における旧重藤名の耕地を引き継いだのが仏道名であった²¹。

【表2】は、貞和二年帳から三名の耕地を抽出したものであり、【表1】と比べると、概ね地名も一致している一方、正安元年帳と貞和二年帳との間で

【表1】 正安元年帳における能下の耕地

NO.	名	請作	地 名	総面積	見作面積	新田(反)	畠(反)	山畠(反)	荒・無・不・河
1	吉守	末重	サカテカ谷口	2.2	2.2	2.2	0	0	0
2	重藤	源二郎	同所 (サカテカ谷) 川ノ東	0.3	0	0	0	0	0.3
3	重藤	末重	同 (サカテカ谷) 道下	0.7	0.7	0.7	0	0	0
4	重藤	末重	同所 (サカテカ谷) 道下	0.3	0.3	0	0.3	0	0
5	重藤	末重	ヒロ畠	0.2	0.2	0	0	0.2	0
6	重藤	末重	大畠三野寺トウユ免	2	2	1	1	0	0
7	重藤	末重	大谷西谷北ヒラ	1	1	0	1	0	0
8	重藤	末重	大谷西ヒラ	1.8	1.8	0	1.8	0	0
9	吉守	即	イリスミ谷口 元ハトチノ木谷口	1.5	1.5	0	1.5	0	0
10	吉守	末重	同所 (イリスミ谷) 西	0.2	0.2	0	0.2	0	0
11	重藤	源二郎	トチノ木谷北	0.3	0.3	0	0	0.3	0
12	吉守	末重	トチノ木谷	0.9	0.9	0	0	0.9	0
13	重藤	源二郎	ユノ木垣内河西東	0.4	0.4	0	0.4	0	0
14	重藤	源二郎	ユノ木垣内	0.9	0.9	0.9	0	0	0
15	重藤	末重	ユノ木垣内	0.4	0.4	0.4	0	0	0
16	重藤	源二郎	源二郎住四所合	2	2	0	2	0	0
17	重藤	源二郎	源二郎住	1.4	1.4	1.4	0	0	0
18	重藤	源二郎	源二郎住西	0.2	0.2	0.2	0	0	0
19	重藤	源二郎	同所 (源二郎住)	0.8	0.8	0	0.8	0	0
20	吉守	即	吉守住南山キハ	1	1	0	1	0	0
21	吉守	即	同所 (吉守住) 下	1	1	1	0	0	0
22	吉守	末重	末重住	4	4	0	4	0	0
23	吉守	末重	同 (末重) 住ヲク	0.5	0.5	0	0	0.5	0
24	吉守	即	住内	2.2	2.2	0	2.2	0	0
25	吉守	即	住前	0.9	0.9	0.9	0	0	0
26	吉守	末重	吉守住前	0.9	0.9	0.9	0	0	0
27	吉守		住下	3.1	3.1	3.1	0	0	0
28	吉守	末重	同所 (住) 下	3.2	3.2	3.2	0	0	0
29	吉守	末重	イノ口	0.2	0.2	0	0.2	0	0
30	吉守	末重	同 (イノ口) 下坪	0.9	0.9	0.9	0	0	0
31	吉守	即	下垣内	2	2	2	0	0	0
32	吉守	即	同所 (下垣内) 二所合	0.9	0.9	0	0.9	0	0
33	吉守	即	同所 (下垣内) 下	1	1	0	1	0	0
34	吉守	即	同 (下垣内) 下坪	0.2	0.2	0.2	0	0	0
35	吉守	即	下垣内東	0.4	0.4	0	0.4	0	0
36	吉守	末重	中六住	0.1	0.1	0	0.1	0	0
37	重藤	末重	サイノムカイ三所合	2.1	2.1	2.1	0	0	0
38	重藤	末重	サイノ本二所合『川ヨリムカイ加定』	1	1	0	1	0	0
39	常得		フナコシ	1	1	0	1	0	0
40	重藤	源二郎	アイカ谷	0.5	0.5	0	0	0.5	0
41	重藤	源二郎	チケシ谷口	0.1	0.1	0.1	0	0	0
42	重藤	源二郎	同所 (チケシ谷) 西	0.1	0.1	0	0	0.1	0
合 計				44.8	44.5	21.2	20.8	2.5	0.3

【表2】 貞和2年帳における能下の耕地

NO.	名	地目	地名	合計面積 (反)	田合計 (反)	畠合計 (反)	川成 (反)	荒 (反)	屋敷 (反)	在家 (反)	堂敷 (反)
1	吉守	田	住前	1	1	0					
2		田	中田	3.5	3.5	0					
3		田	下垣内	2.5	1.5	0	1				
4		田	川向	1	0	0	1				
5		畠	イリスミ	2	0	0.8	1.2				
6		畠	住内	2.2	0	1.2				1	
7		畠	下垣内	0.2	0	0.2					
8		畠	下垣内	0.3	0	0.3					
9		畠	下垣内	0.7	0	0.7					
10		畠	同所	1	0	0		1			
11	末重	田	サカテ谷	2.4	1	0	1.4				
12		田	吉守住前	0.9	0.8	0	0.1				
13		田	サカテ所々合	3.6	3.6	0					
14		田	ユノ木垣内	0.6	0.6	0					
15		田	ホソタ	0.1	0.1	0					
16		畠	大ハタ	1	0	0		1			
17		畠	住西	2.5	0	2	0.3		0.2		
18		畠	住内二所合	3.8	0	3				0.8	
19		畠	下垣内	0.2	0	0					0.2
20	仏道	田	ユノ木垣内	0.3	0.3	0					
21		田	住内	1.2	0.9	0	0.3				
22		田	ユノ木垣内	0.3	0.3	0					
23		田	住内	0.2	0.2	0					
24		田	住下	0.1	0.1	0					
25		畠	住内	0.5	0	0.2			0.3		
26		畠	住内	0.4	0	0.4					
27		畠	住内	0.5	0	0			0.5		
28		畠	乃慶住内	0.1	0	0.1					
				33.1	13.9	8.9	5.3	2	1	1.8	0.2

仏道名のなかで計4か所の土地（門屋、クビツ、トウシ谷、番匠垣内）は西奥・若狭野の地名であるため、除外した。

は耕地数・総面積ともに減少している。後者では田畠に等級が設けられたり、その他地目の記載に異同が生じたりしており、とりわけ畠の面積が半分以下となっている。荘園領主の交代で検注の基準が変更された可能性はあるが、詳細は不明である。

4 検注経路と地名の比定

正安元年帳を用いた検注経路の復原については、榎原氏による復原成果がある⁽²³⁾。他方、能下での検注に詳細な検討は加えられていない。

能下での検注は、正安元年正月二日に実施され、二〇日の検注が現森地区の和田で終わり、二二日には、再び和田から始められていることに鑑みれば、一日で能下内の全耕地四二ヶ所を検注したと推定される。小字広芝の最北にある耕地から、小字片井ゾコの最南にある耕地まで約一・五km弱で、当時の開発段階（後述）からして無理なく検注可能であったと考えられる【図3】。

検注帳に現れる地名のうち、小字として現存するのは、「ヒロ畠」（現広畑）と「サイノ本」（現オノ元）の二ヶ所である。⁽²³⁾「ヒロ畠」が前半に、「サイノ本」が後半に書かれていることに鑑みれば

ば、北から南に検注を進めたとみてよい。

また、地名自体は現存しないものの、およその位置を把握できるのが「下垣内」である。垣内地名から屋敷地と想定するのは容易く、「中六住」の記載からも人家があったことは間違いない。とりわけ注目されるのが貞和二年帳に記載の「堂敷分」である【表2】(No.19)。現能下集落で最も民家が集まっているのは小字「上堂ノ本」であるが、その中心部に建つ地区の公民館は、近代初頭まで村堂だったとされ、その裏手には中世後半の制作と推定される五輪塔の残欠が散乱している。この地点が古くから何らかの宗教施設、踏み込んでいえば、貞和二年帳に記載の「堂敷分」まで遡る可能性は十分ある。こうした史料と地名との関連性に加え、集落の立地という観点から見て、川から一定の高低差があつて水害に遭わず、また、灌漑を整備して耕地を展開していく際の邪魔にもならないという点で、上堂ノ本の公民館周辺を下垣内と考へておくのが妥当であろう【地図4】。

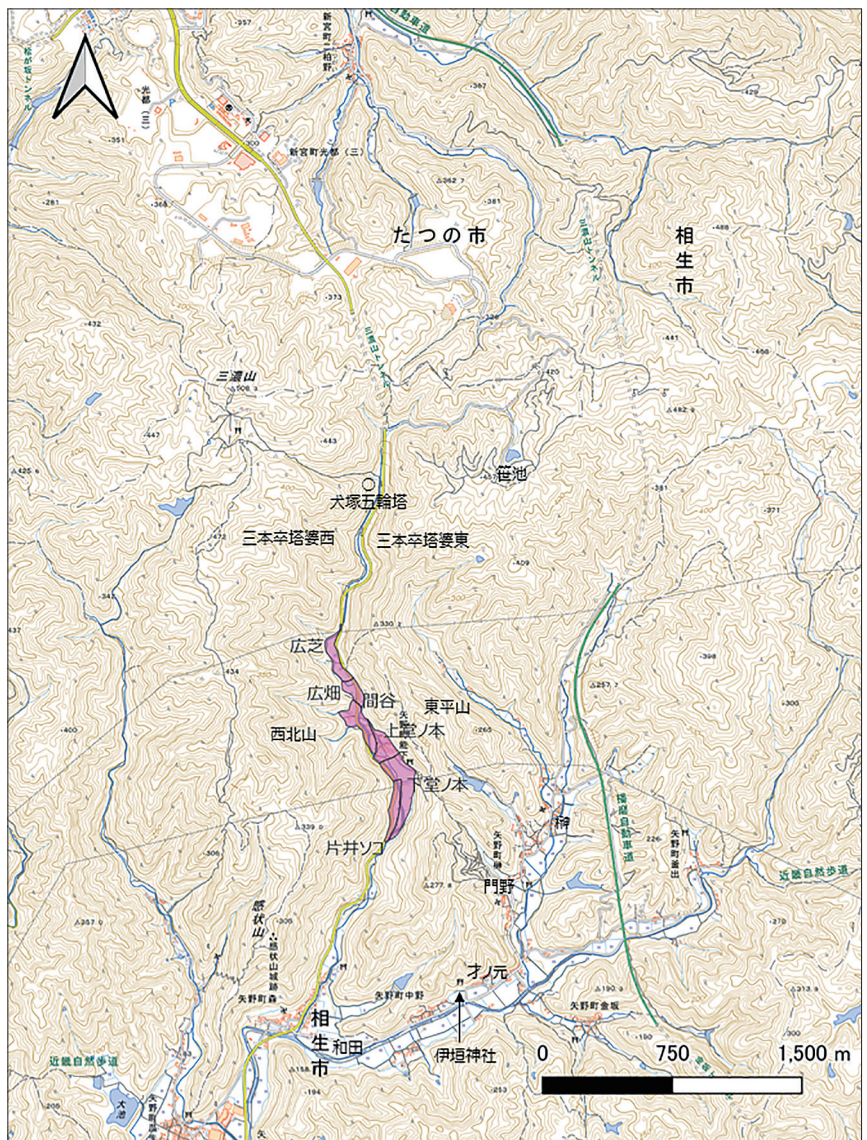
続いて、検注の始点である「サカテカ谷」の所在を検討したい。

【史料2】

一、山事、南山者堺鳩尾之南北行之路、東者付東、西者可付西也、北山者自櫓尾峯、須久尔通²⁴、三野寺之観音堂正面、西者付西、東者可付東也、但雖為自櫓尾峯東、於能慶谷西山者、北者堺折石逆手尾、南者限立石大柱而、可付彼谷也、此外於東西之山林・荒野者、任傍示、西者付西、東者可付東之条、勿論也、仍為後日、所定堺、如件、

正安二年^{歲次}正月廿五日地頭左衛門尉泰季在判

預所 実増在判



【地図3】 能下の位置

国土地理院標準地図をベースマップに、法務局で交付の旧公図（地籍図）をもとに作成。考察上必要な地名等については適宜加筆した。

【史料2】

は、下地中分の際、山の帰属をめぐって預所実増と地頭海老名泰季との間で交わされた覚書の案で、正安元年帳から地頭方のみを抽出して作成された正安元年二月一四日「例名東方地頭分下地中分々帳案」に連続して記される。中分線に基づく東西分割を基本方針として、北部の山については、櫓尾峯（現矢野町瓜生付近）から三濃山系をたどって、三野寺の観音堂（求福教寺）にいたる線より東は地頭方、西は領家方とされる。そうしたなか、能慶谷の西山については、折石逆手尾を北限、立石大柱を南限として、能慶谷に付すよう但し書きが付され、能下に付属する山の範囲が明示されてい

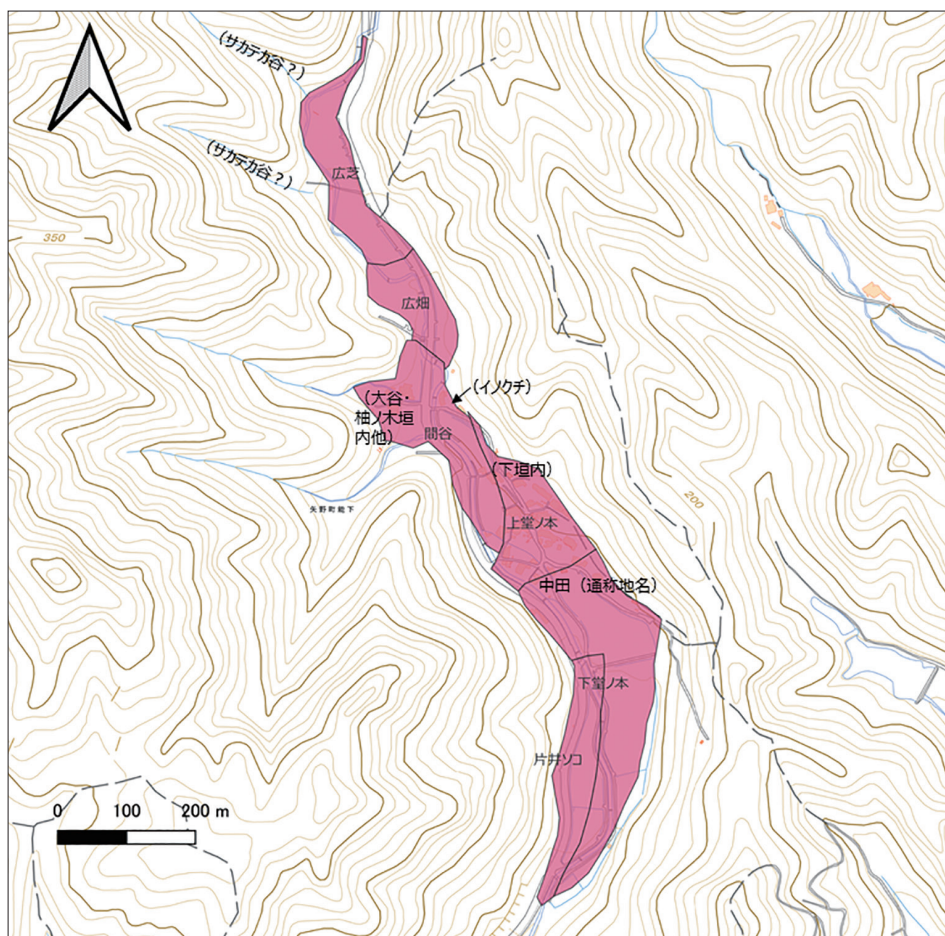
る。この折石逆、手尾と表記される尾根の麓の谷こそ、検注の始点「サカテカ谷」と考えて良いだろう。では、能下の西側に位置する谷で該当するのはどこか。

その手掛かりとなるのが、現能下地区の最北に位置する小字、三本卒塔婆である。正安元年帳には「三本ソトハ」の地名があり、中世に遡る地名であることを確認できるが、ノウケイ谷分ではなく、次章で検討するホソヲ分に記載されている。此岸に生きる人間が彼岸の故人を供養するために立てる「卒塔婆」という言葉からは、此方と彼方を分かつ境界の地であることをイメージできる。正安元年帳では、ノウケイ谷分までは名が設定されている一方、ホソヲ分には名は設定されず検注帳に記載されるのは作人の名である【表4】。

また南北朝期以降も検注が行われるのは能下までであった(後述)。またホソヲ分の耕地が展開したのは、三濃山系を越えた先に位置する現二栢野地区が中心であり、地形的にも、年貢収取システムが機能していたという意味でも、三本卒塔婆は荘園の内と外との境界であり、開発の進展とともに、三本卒塔婆の先にはホソヲ分というマージナルな領域が広がっていったと考えられる²⁷⁾。

以上を踏まえるならば、サカテカ谷は、ホソヲ分内の三本卒塔婆よりは南、広島よりは北に位置すると考えられ、それに当てはまるのは、小字広芝から三濃山方面に刻まれた谷が該当する。

広島を経て、【表1】No.7～12にかけて、大谷・イリスミ谷・トチノ木谷といった谷地名が連続する。広島より南に位置し、大きな谷地形があり、かつ谷地形が連続するのは、現小字「間谷」の周辺である。また、谷地名の後には柚ノ木垣内が現れ、住表記が続く【表1】No.13～28)。間谷には、現在もエノキ谷の通称地名が残り、複数の住居が構築されて一つの隣保を形成している。その原型が柚ノ木垣内だったとすれば、現上堂ノ本に比定される下垣内よりも上流に位置しており、下垣内の「下」とは柚ノ木垣内を基準につけられた呼称であった可能性を指摘できる。実際、居住者に注目した場合、検注帳に「住」と記載があるのは、柚ノ木垣内で



【地図4】 検注帳に記載地名の比定

国土地理院標準地図をベースマップに、小字および本稿で所在を比定した地名を加算した。

は吉守・末重・源二郎、下垣内では中六である。吉守名は、正安元年帳では重藤名と並んで能下の耕地を占め、南北朝期までには吉守名から末重名が派生する。また、仏道名のうち能下分の耕地を所管したのが源二郎であった。他方、中六については、他の史料には確認できない。以上を踏まえるならば、有力名主が居を構えた柚ノ木垣内こそが当時の能下の中心部であったと考えられる。

最後に、下垣内の直前に記載されるイノクチについて(表1) No.29(30)。直感的に井ノ口と漢字を当てることができ、河川からの取水口をイメージできる。現上堂ノ本・下堂ノ本・片井ゾコの水田は能下川からの取水で灌漑されており、この時点で下垣内周辺の水田を灌漑するための井堰が設けられていたことがうかがえる。

ここまでの考察を踏まえ、現在の小字で表現すると、広芝(サカタカ谷)↓広畑(ヒロ畑)↓間谷(大谷・袖ノ木垣内他)↓上堂ノ本(下垣内)↓才ノ元の順に検注が行われたことになる【地図3】・【地図4】。では、上堂ノ本―才ノ元間の決して近くはない距離をどう考えるべきだろうか。現地調査を踏まえ、現時点で想定しているのは、下堂ノ本から山を越えて門野(現榊地区内)を経由し、才ノ元に至る経路である。現地での聞き取りによれば、明治(昭和初期)の小学生は、才元尋常小学校に徒歩で通う際、下堂ノ本の八幡神社前を通って、門野に下る道が通学路であった。この証言は、近世絵図からも裏づけられ、享保五年・同一四年の山論に際して作成された絵図には、能下村と門野村を結ぶ道として、同一の経路が描かれており、長く使われた道であるとわかる。²⁸⁾これが直ちに、中世の道と同一とは言えないが、従来の検注経路の復原は、必ずしも山の道を想定しておらず、中世人にとって山道は現代人が考えるより遥かに身近だったことに鑑みれば、上堂ノ本―才ノ元間の経路として山の道を想定しておきたい。

5 能下の景観変遷

前節で述べた地名の記載状況を踏まえると、現能下集落で最も水田が広がる下堂ノ本・片井ゾコには、正安の検注時点でほぼ耕地が存在しなかったことになる。なお、建武二年(一三三五)の検注帳には吉守名・末重名内に「中田」地名を確認でき、²⁹⁾現下堂ノ本内の通称地名に中田があることから、少しずつ開発が進められている様子がうかがえる。

【表1】・【表2】の合計面積欄を見ると、前者では田畠の比率が約一・一、後者では約三・二である。対して、宝暦二年(一七六二)の明細帳では田が約三町三反、畠が約一町七反と田畠の差は約二・一に拡大している。³⁰⁾また

明治末の時点では田が約六町三反、畠が約一町七反と両者の差は広がるばかりである。³¹⁾興味深いのは、正安元年帳と近世・近代とで畠の面積に大きな変化が無いのに対し、田は増加の一途を遂げている点である。すなわち、下堂ノ本や片井ゾコを切り拓くなかでも畠地を一定量確保しつつ、中世に畠だった場所のなかで水田化できる場所は置換しながら、水田の面積を増やしていったという開発の過程を看取できる。

村内を流れる能下川は、三濃山系からの谷水が寄せ集まって形づくられているが、現在でも川幅は狭く、元来水量の多い川ではない。そのため、下堂ノ本や片井ゾコの水田地帯を灌漑するには、上流の溜池(笹池ないしキレイケ)からの水が不可欠となっている。その築造時期は不明だが、近世に新田開発が奨励されるなかで築かれたと推定される。そして水田開発が進んだ結果、集落の中心部は、谷間でスペースの限られた間谷(袖ノ木垣内)ではなく、盆地上の開けた位置にあり、新たな開発エリアである下堂ノ本・片井ゾコと接続する上堂ノ本(下垣内)に移っていったと考えられる。その際、下垣内の「堂」は人々の結集の核となり、「堂ノ本」の地名に転じていったのではないだろうか。

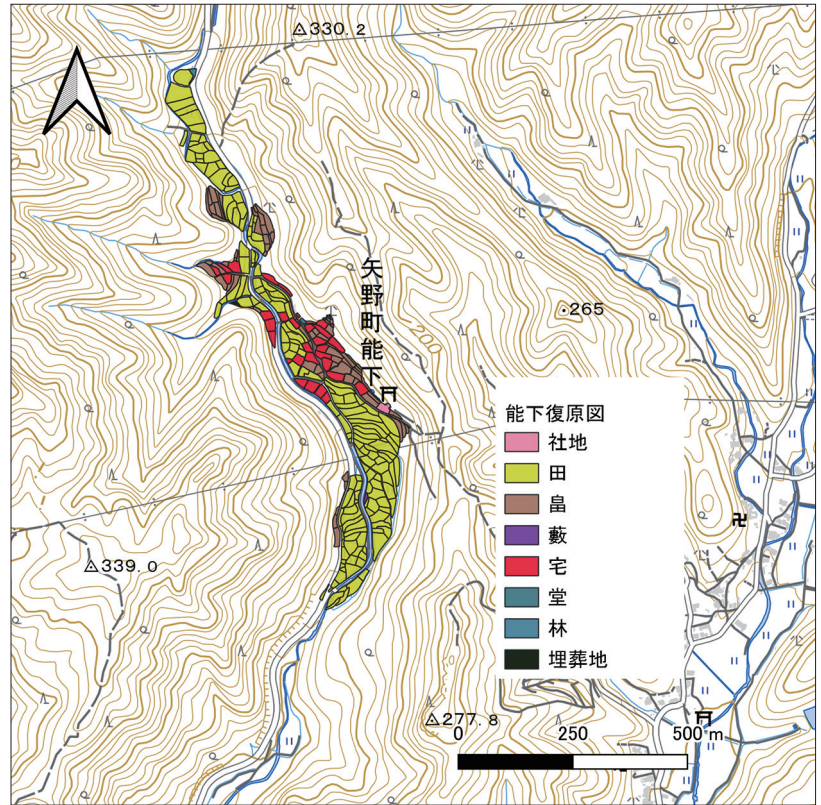
上記に述べた景観の変遷を視覚的に考える出発点として、明治期調製の地籍図をもとに近代初頭の土地利用状況を復原したのが【地図5】である。地図の作成にあたっては、法務局で交付された旧公図をデジタル化のうえ、GISで位置情報を与えて電子地図上に載せ(ジオリファレンス)、一九六〇年代および現行の空中写真、圃場整備実施前の実測図面を相互参照しながらshapfileデータを作成した。手作業のため、多少の誤差は生じざるを得ないが、各時期の航空写真や図面と重ねて大きくは逸脱していない。

【表3】は、作成データから各地目の面積を測定したものである。畦などの面積を含みこんではいるものの、各小字がどのような土地利用状況にあつたかおよびその傾向を把握するうえで有益と考える。このうち、広芝は近世には隣村(森村)の人物が開発した「広芝新田」として史料に現れ、³²⁾一筆あたりの面積も大きく、先述した中世サカタカ谷の小規模開発の痕跡は見いだせない。また先述した通り、片井ゾコと下堂ノ本の開発は、近世以降と考えら

【表3】 明治期地籍図復原データの面積値（小字別）

	田(m ²)	畠(m ²)	宅(m ²)	社地(m ²)	堂(m ²)	藪(m ²)	林(m ²)	埋葬地(m ²)
広芝	13507.09	0	0	0	0	0	222.45	0
広畠	4913.84	4901.55	0	0	0	0	0	0
間谷	5051.64	2514.68	2831.85	0	0	0	0	135.68
上堂ノ本	8463.76	6465.35	8085.02	0	106.35	45.94	0	0
下堂ノ本	28790.32	1935.26	799.32	489.59	0	0	0	0
片井ゾコ	10575.42	1124.28	0	0	0	0	0	0
合計	71302.07	16941.12	11716.19	489.59	106.35	45.94	222.45	135.68

れることに鑑みれば、人口増加や近世の水田化に伴う地目の変更などを考慮に入れる必要があるものの、広芝・片井ゾコ・下堂ノ本の大半を取り扱った上堂ノ本・間谷・広畠を中心とする空間が中世能下の範囲となる。以上をまとめると、【地図5】に示した景観から、下堂ノ本・片井ゾコ・広芝の大半を差し引いたうえで、上堂ノ本の宅地がより少なく、畠の



【地図5】 能下地区 明治期土地利用状況の復原
国土地理院標準地図をベースマップに作成。

が指摘されているが、明治末年の測量データに先行するこの時期固有の値としても評価可能であろう。
以上、先行研究から課題を見出したうえで、中世史料における能下の位置づけや正安の検注経路、地名比定、現在に至る景観の変遷など基礎的な考察を加えてきた。本章一節で提起した問い、なぜ寺田氏は能下に影響力を強めたのかについての詳しい検討は、次章を経た第三章で行うこととしたい。

二、二栢野に関する基礎的考察

本章では、たつの市新宮町二栢野地区について考察する。

割合がより多い景観、それが中世能下の姿だったのではないだろうか。

また、田が約七町一反、畠が約一町七反という作成データの測定結果について、現代の測量技術と前近代ないし近代初頭のそれとを同列に考えることはできないのが前提ではあるが、畠の面積は正安元年帳より微減で宝暦の明細帳、明治末年の測量値とほぼ同一である。田の面積は、明治末年の面積より八反程多くなっているが、地籍図上では荒地が極端に少なく、河川周辺の荒地も地籍図上は田と記載されていることを考慮に入れるならば、そう隔絶した値ではない。宅地の面積も、明治末年の測量値一町と概ね一致する。このように、明治末年の測量値とGISデータから算出した値の近似は、地籍図を用いて地目別面積の概算を算出することに一定の有効性があることを示している。なお、法務局で交付される旧公図の多くは、明治一八〇二一年の地押調査の成果を引き継いだものであること

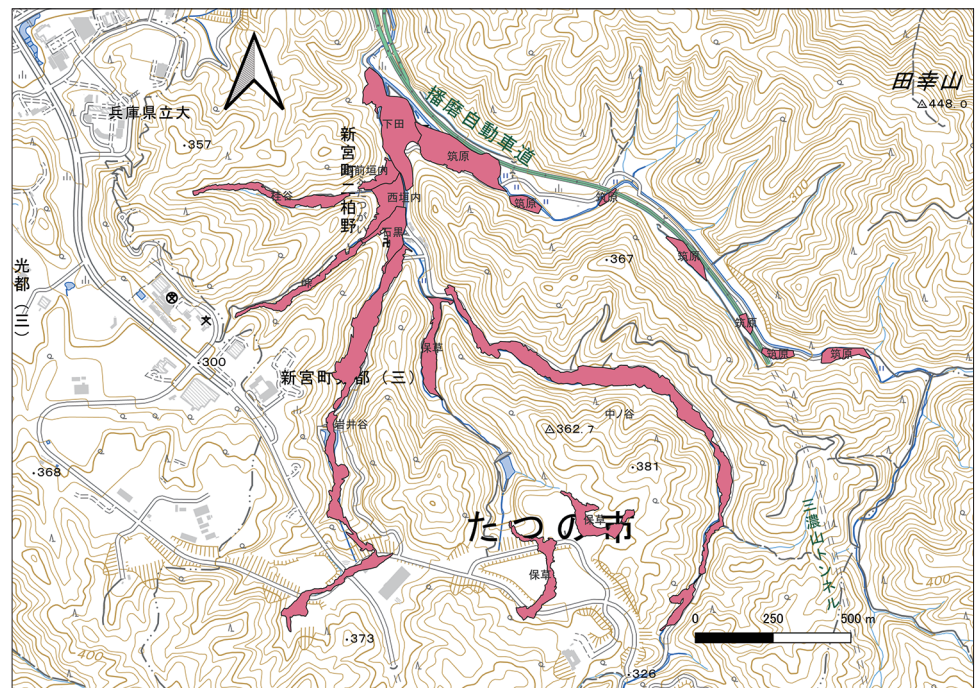
1 先行研究と課題

山間の盆地に拓かれた小さな集落、それを放射状に囲む谷々から水が注ぎこみ田畠が営まれている景観が特徴的だ。二栢野は、一八世紀半ばに編纂された「播州赤穂郡誌」において、矢野荘内とされる四三ヶ村の一つに数えられる³⁴⁾。しかしながら、三濃山系の分水嶺を越えた先に位置するため、生活環境や利便性が考慮され、明治期に赤穂郡から揖西郡へ転じた。こうした経緯もあって『相生市史』での位置づけは曖昧で、史料の残存状況にも恵まれない。そのため、これまで研究されることはほぼなかった。管見では、唯一榎原氏の論考において、この地域が正安検注帳では「ホソヲ分」、のちには「北山分」と呼ばれ、南北朝～室町期の矢野荘散用状において「北山地子」なる年貢を東寺に納めていたことが言及されている³⁵⁾。

2 ホソヲ分とは何か

正安元年帳を見ると、正安元年二月一〇日の検注実施分として耕地四一ヶ所が「ホソヲ分」として書き上げられている【表4】。検注帳のなかで「ホソヲ分」と記されるのは、正安元年帳のみであり、南北朝期以降の史料では「北山」の呼称が定着していく。北山については、荘域の北に位置する山間地ということが直感的に了解されるが、一体「ホソヲ」とは何を意味するのだろうか。

ホソヲの語感から、まず連想したのは細尾であった。しかしながら、現地で当該地名は確認できない。【地図6】は、法務局で交付された地籍図から小字界を復原したものである。このうち、地区の南部に位置する保草^{ほくさ}に注目したい。読みからも明らかのように、「ホソヲ」が「ホソウ」に転化したものと思われ、能下からも近い位置にあり、細長い谷に耕地が点々と続いている。本来つけられた地名の意味としては細尾であったものが、口頭で読みならわされるなかで少しずつ転化し、最終的には保草の字が充てられたと推定される。現在では、南端に葬祭場（こぶし苑）が建設された関係もあり、保草から能下に直接行くことは困難だが、能下・二栢野双方での聞き取りによれば、明治期頃まで能下の住民が保草に作出していたとの証言がある。こう



【地図6】 二栢野の小字界

国土地理院標準地図をベースマップに、法務局で交付の旧公図（地籍図）をもとに作成。

した位置関係を踏まえ、改めて地名の由来に注目すると、矢野荘の能下側から開発を行った際、最初に開発をした場所の地名を冠したのがホソヲ分であったのではないだろうか。

さて、矢野荘全域の四至を示す史料は、現在まで確認されておらず、「播州赤穂郡誌」に記載の村々からおよその荘域が把握されているに過ぎない。

【表 4】 正安元年帳におけるホソヲ分の耕地

NO.	作人	地 名	合計面積	見作面積	新田(反)	畠(反)	荒(反)	相論の有無
1	中四郎	ヲシキ谷	0.4	0.4	0.4	0	0	
2	紀清入道	イワイ谷ノキワ	2.5	2.5	0	2.5	0	
3	紀清入道	同所 (イワイ谷) 口	0.3	0.3	0.3	0	0	
4	紀清入道	同所 (イワイ谷) 上	0.3	0.3	0	0.3	0	
5	紀清入道	イワイ谷口	0.7	0.7	0.7	0	0	
6	紀清入道	同所 (イワイ谷) 上南ヒラ	0.6	0.6	0.6	0	0	
7	紀清入道	住内	2	2	0	2	0	
8	紀清入道	住前	0.6	0.6	0.6	0	0	
9	紀清入道	住ムカイ	0.3	0.3	0	0.3	0	
10	平九郎跡	紀清入道ヲク	0.4	0.4	0	0.4	0	
11	源清	イワイ谷口	1.2	1.2	1.2	0	0	
12	源清	同所 (イワイ谷)	0.2	0.2	0	0.2	0	
13	中四郎	ヒチワイサコ	0.3	0.3	0	0.3	0	
14	中四郎	住内	0.8	0.8	0	0.8	0	
15	中四郎	トチノ木本四所合	1.1	1.1	1.1	0	0	
16	中四郎	同所 (トチノ木本) 下	0.4	0.4	0.4	0	0	
17	無	三野寺御奉免、フタツカヤノノカチヤシキ	3.8	3.8	3.8	0	0	
18	源清	中ヲノハナ二所合	0.3	0.3	0.3	0	0	
19	中四郎	同所 (中ヲ)	0.2	0.2	0.2	0	0	
20	源清	ホソヲノ口三所合	1.4	1.4	1.4	0	0	
21	中四郎	同所 (ホソヲ) 上	0.3	0.3	0.3	0	0	
22	源清	アヲキ前二所合	0.6	0.6	0.6	0	0	
23	中四郎	同所 (アヲキ) 上	0.9	0.9	0.9	0	0	
24	源清	住下	0.1	0.1	0.1	0	0	
25	中四郎	同所 (住) 上	0.4	0.4	0	0.4	0	
26	源清	住内	0.4	0.4	0	0.4	0	
27	中四郎	住内	0.8	0.8	0	0.8	0	
28	源清	住下	0.1	0.1	0.1	0	0	
29	源清	同所 (住) 上	0.6	0.6	0	0.6	0	
30	源清	マツヲ所々合	1.6	1.6	1.6	0	0	
31	中四郎	同所 (マツヲ) 上	0.2	0.2	0.2	0	0	
32	中四郎	サワタ	1.1	1.1	1.1	0	0	
33	源清	同所 (サワタ) 上	1.2	1.2	1.2	0	0	
34	源清	シメチカサコ	0.2	0.2	0.2	0	0	
35	源清	三本ソトハ	0.1	0.1	0.1	0	0	
36	源清	同所 (三本ソトハ)	1.5	1.5	0	1.5	0	
37	弥平二	別名ト論、サレタウケ	2.6	1	0	1	1.6	有
38	弥平二	ヨコ谷口	1	0	0	0	1	
39	弥平二	ヲウヤタウケ	3.4	0	0	0	3.4	
40	弥平二	ヨコ谷所々合	0.3	0.3	0.3	0	0	
41	弥平二	同所 (ヨコ谷)	1.2	1.2	0	1.2	0	
合 計			36.4	30.4	17.7	12.7	6	

とはいえ、北限に限って言えば、【史料3】で三野寺が山を分割する際のランドマークとなっており、山頂から荘域全体を一望可能な三濃山系を境とするのが地形的にも妥当であろう。能下が立荘後の後発的な開発地であったことは既に述べたが、三濃山系より南に位置する立荘時からの荘域内ではあった。対するホソヲ分こと二栢野は、能下からさらに北へと開発の手を伸ばし、三濃山系を越えた本来は荘域外の地であったと考えられる。ホソヲ分の開発は、いわゆる領域型荘園の成立後、在地での開発が進み、年貢の納入などを通して矢野荘内であることを社会的に承認されていく、荘園の拡大過程がうかがえる事例と位置づけられよう。

3 検注経路の復原と景観

続いて、正安元年帳をもとに検注経路を復原し、併せて当時の景観について考察する。正安元年帳に記載される地名のうち、小字として現存するのは岩井谷、保草、三本卒塔婆の三ヶ所であり、開発地の奥から能下側への検注経路を想定できる【地図6】。

大まかな経路を把握したうえで、地名の詳細な検討に入ろう。まず注目されるのは岩井谷周辺での開発である。【表4】No.2～12にかけて一一カ所の耕地が記録され、三濃山系からの谷水を使って一定の開発がなされていたことがうかがえる。まず、No.3～6にかけて、岩井谷の「口」と「上」を行き来し、その後、「住」地名が続いて「口」を最後に次の地名に移っていく記載状況からして、谷の入口付近に紀清入道という人物が住んで開発を行っていたように見受けられる。続くヒチワイサコ、トチノ木本の所在は不明だが、「フタツカヤノ」(No.17)はまさしく、地区の名称である二栢野地名の原型であろう。矢野荘の立荘時、田畠一六三町に加え、助野・那波野・佐方野・雨内野といった「野」が開発予定地として荘域に含みこまれていたが、二栢野の地名も現集落がある盆地の開発前の姿を念頭に名付けられ、所在不明の地名もその周辺に位置すると推定される。そして、検注の始点オシキ谷である。記載の順からして、岩井谷に近い谷と考えるのが自然であり、作人の中四郎は、ヒチワイサコ、トチノ木本の耕地を所管し、住居も構えている。こうし

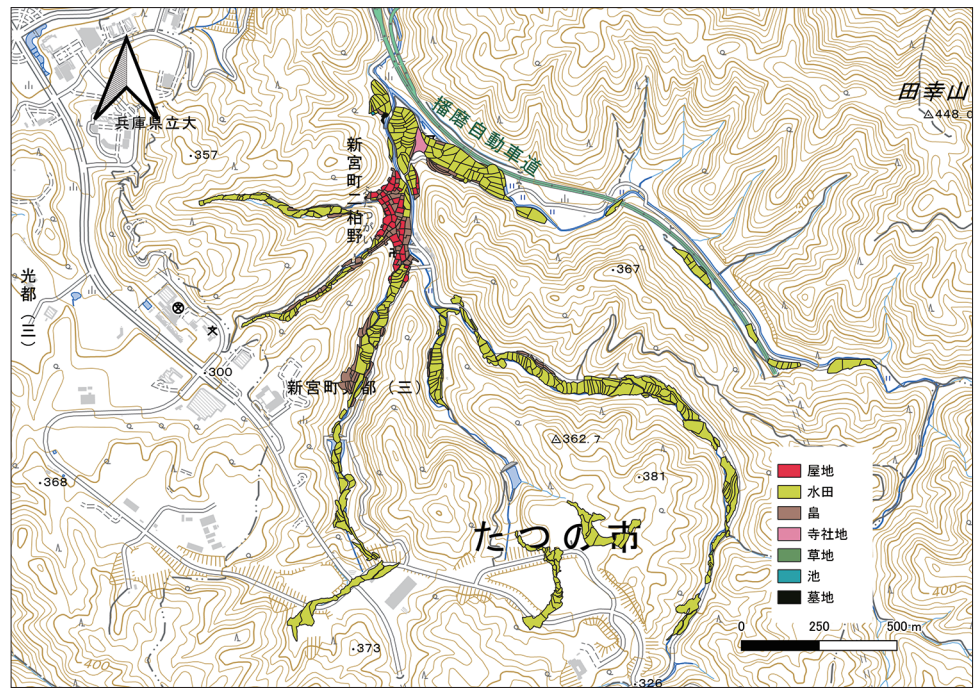
た位置関係に鑑みた場合、あまり離れた場所に孤立して耕地を持つとは考えにくい。そのため、おそらく岩井谷の西部に隣接する谷がオシキ谷でその入口付近に耕地があったのではないかと。

前節で開発の始点と位置づけた保草に移ろう。検注経路に鑑みて、ホソヲノ口とは二栢野の盆地側の入口を指すと考えられる。その後、アオキ・マツヲ・サワダと地名が現れるが、現時点での所在は不明である。その途上に住居が設けられていることから、能下から開発を進めていくなかで谷の中央部に住居が構えられたとみられる。三本ソトハは前章で述べた通りであるが、三本ソトハのあとに記載の五ヶ所(No.37～41)については、三本ソトハと能下間に位置する地名とは考えていない。その位置の手がかりとなるのは、「別名ト論」(No.37)である。

応永八年(一四〇二)、守護方から東寺に、別名と地頭方とで山の境界をめぐって紛争が生じていることに関して問いあわせがあり、東寺は矢野荘の山堺について記した【史料3】の写しを提供している。北部領家方を挟んで山間部はほとんど接していない両エリア間でこうした境界紛争が生じているとすれば【地図1】、隣接する領家方のホソヲ分と別名(現小河地区)との間で同様の事態が起きたとしても不思議ではない。開発が重なりそうな場所として三濃山周辺が想定されるが、詳しい場所は不明である。なお、正安元年帳でホソヲ分の次に検注が開始されるのが別名に比定される小河であることから、別名方面に通じる道があったと推定される。

こうした検注経路の復原から浮かび上がってくるのが、鎌倉末時点での開発の範囲である。すなわち、正安元年帳の時点では、盆地に灌漑を整備して稲作を行う本格的な開発には至っておらず、山からの水を使った各谷での開発が先行して行われている景観が想定できる。現二栢野地区の規模からすれば、開発が実現していたのはごく一部であったと言える。

また、明治期の時点から現在まで、宅地は盆地部の字越前垣内、西垣内、石黒に集中し、周囲の谷に民家は一軒もない集村である。他方、正安元年帳では「フタツカヤノノカチ屋敷」がある中央の盆地上だけでなく岩井谷・保草といった谷にも作人の住があり、散村形態をとっている。これは、開発途



【地図7】 二栢野地区 明治期土地利用状況の復原
 国土地理院標準地図をベースマップに作成。

上の当時においては、各谷に拠点を立てて開発を進めるのが合理的であったためと考えられ、二栢野における住居の立地は、開発段階は散村で、開発飽和後に集村化するという、景観の変遷が具体的に現れて興味深い。

このように、現在と中世とで景観の違いは明らかだが、両者の違いは開発の範囲や集落の形態にとどまらず、田畠の面積にも顕著である。【表4】を

集計すると田一町七反三五代、畠一町二反三五代であり、両者の面積比は七・五とそう大きくは変わらない。また南北朝期の検注帳では、北山分の耕地はほとんど畠しか記載がない。

翻って近代の景観である。【地図7】に示す通り、田と畠の面積は圧倒的に田が優位であるが、作成したデータから具体的な数字を算出すると、田が約一九町四反（一九二九五㎡）、畠が約二町六反（二六三〇㎡）と面積比にして七・一以上にまで両者の差は拡大している。二栢野の場合、鎌倉末の時点で未だ開発の途上であり、後述するように室町期の挫折を経て近世村として成立していったため、現地から中世以来の景観を見出しにくいのは、能下以上に難しいと言えよう。なお、二栢野の場合、現相生市域外のため『相生市史』編纂時にも記述がほとんどない。また赤穂郡から編入したため『新宮町史』にも言及は乏しく、『相生市史』六巻「地区誌」のような簡易にアクセスできるデータは見当たらなかった。しかしながら、GISを用いたデータ作成により、概算ではあるが地籍図から具体的な数値を導き出すことが可能であり、景観の変遷を巡る議論に資するものと考えられる。

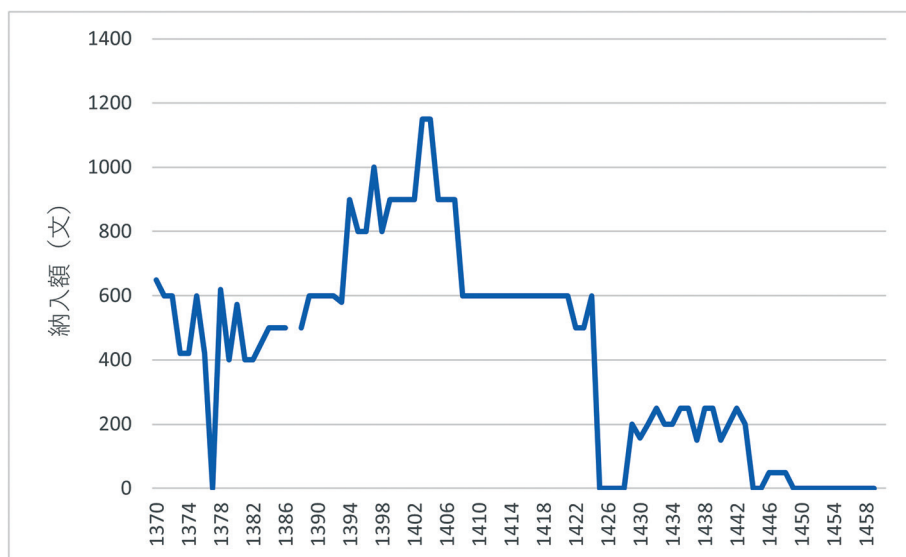
4 東寺による矢野荘経営と二栢野

続いて、現存する文献史料から二栢野が東寺の荘園経営の下でどのような歩みをたどったのか、可能な限り追っていきたい。まず南北朝検注帳の記載について述べる。現存する南北朝の検注帳七点のうち、北山分の記載があるのは、貞和元年「西方畠并栗林実検名寄取帳」のみである。同検注帳は、名ごとに耕地が記載される名寄帳形式であるなか、唯一北山分として計二四ヶ所、一町二反が記載される。正安元年帳では田畠計三町六反が記される一方、南北朝期の検注帳では栗林として記され、その他、三野寺の免田として六反カチャシキが記載されるばかりである。こうした記載の変化は、耕作環境に重大な変化があったないし、検注の基準が変わったなど様々な要因が考えられるが、詳細は不明である。

ともあれ、この一町二反を基準として「北山地子」が南北朝散用状の収支に計上されていく。矢野荘の散用状に北山地子が登場するのは、応安三年

(二二七〇)分以降である。散用状自体は貞和五年(二三四九)以降、百年以上分が現存している一方、当初は北山分の計上がない。その理由を知るうえで手がかりとなるのが、応安二年八月日「東寺書下案」の「一、北山年貢一分七百五十文、近年未進何様事乎、早致其沙汰、於年、犯用分者、□可弁入之事」という記述である。⁽³⁹⁾東寺学衆方に収められるべき北山からの年貢七五〇文(廿一口供僧方と併せて一貫五〇〇文)が近年未進になっており、徴税の実施や未進分の納入が命じられている。また、東寺公文で矢野莊供僧方の給主を兼ねていた禪舜が、公事銭の徴収について提出した請文には、「次北山年貢用途一貫伍百文之内、供僧御方分七百五十文、去年以来分可致其汰、更不可有緩怠之儀、」と、北山の年貢を支払うことが特に記されている。⁽⁴⁰⁾また東寺の学衆・供僧方引付で北山について協議されているのは、応安二〜永和三年の八年のみで、年貢増徴のために北山への関心が一時的に高まった時期と捉えられる。

【図】は、応安三〜長祿三(二四五九)年分の散用状から北山地子の納入状況をまとめたものである。応安〜明徳年間は、大規模な「莊家の一揆」が起きた永和三年分を除いて概ね四〇〇〜六〇〇文の納入で推移し、応永の初年から増加に転じる。応永二年二月二八日「学衆方年貢等散用状」には、「北山地子合九百文〈近年分六百文也、去年秋彼在所檢知間、加増分三百文成〉」とあり、前年に検注を行い、三〇〇文を新たに課税したことがわかる。⁽⁴²⁾その後、再度検注を行ったのか、応永一〇・一一年に「新開」からの年貢を加えた一貫一五〇文をピークに、応永一四年までは九〇〇文、以降、応永三二年までは概ね六〇〇文と安定して年貢の納入が続けられている。こうした状況が一変するのが応永三二年分以降である。同年分の散用状には「一、北山地子事(去年大水・大風二損亡仕候テ、百姓失候了、同御年貢一銭モ不致沙汰候ぬ)」、⁽⁴³⁾風水害によって作物に損亡が生じ百姓が行方不明になっている。⁽⁴³⁾応永三四年から百姓が再び居住し、永享元年(一四二九)分から二〇〇文ながら年貢の納入が再開されたものの、文安元年(一四四四)には「北山地子、不納候て、百姓死去候、子共失候了」と、年貢を納めないまま百姓が死去し、子供も姿を消したことが報告されている。⁽⁴⁴⁾以後、興行の努力がなさ



【図】 年貢散用状に見る北山地子の納入状況

『相生市史』八卷上・下に所収の年貢散用状をもとに作成(原則として学衆方を参照し、欠けている年は廿一口方を参照)。なお、廿一口供僧方にも同額が納められるため、上記の額に2倍すると東寺へ納めた総額となる。

れたものの、北山からの年貢は途絶し、長祿四年以降、東寺の年貢収取が代官による定額請負に切り替えられたため、それ以後の状況は不明である。ただし、近世までには二栢野村が成立しており、一五世紀末から一六世紀に再び開発が進められたとみられる。それと関わって注目したいのは、現二栢野集落内にある本覚寺の開創である。寺伝によれば、永正二年(一五〇五)の成立とされ、本尊である阿弥陀如来立像は、二濃山の火事で逃れてきた僧が本尊を当所に安置したとする。また本堂の裏には、中世後期と推定される

五輪塔の残欠がある。寺伝の真偽は不明であるが、三野寺の免田が二栢野にあったことに鑑みれば、一定の信憑性があり、かつての耕地跡を再開発する形で、近世を待たず二栢野村が形成され、それと軌を一にして本覚寺が開創されたと捉えることができよう。

以上、二栢野について、中世当時の開発状況や東寺の荘園経営下での位置づけなど、基礎的な考察を加えた。北山からの収入予定額は、僧・学衆併せて一〇貫程度と矢野荘からの年貢収入のなかでは微小であり、応安・永和年間に東寺内で関心が高まったこともあったが、その後、応永年間に検注が一〇二度行われたほかは現地の把握がなされた形跡はなく、東寺が後押しして積極的な開発が行われることはなかった。僅かばかりの年貢さえ納められれば、領主はほとんど関心を持たない地、それが東寺の荘園経営下での二栢野であり、その開発も応永末年から続いた災害で廃村という挫折に至ったのである。

三、最北山間部の世界と矢野荘の領域構成

第二章にわたって能下・二栢野について基礎的な考察を加えてきた。こうした考察が可能なのも、両地区が領家方に属し、東寺伝来の文書を繙くことができるからに他ならない。では、なぜ最北山間部は下地中分時に領家方に組み入れられたのだろうか。

二栢野の開発が能下から進められ、両者が密接な関係にあることは先述の通りである。これに加えて両者に共通する点として三濃山―三野寺との関係がある。両地区とも三濃山麓に位置し、地区内を流れる河川は三濃山系を水源とする。また正安元年帳において、能下内に「大畠三野寺トウユ免」が設定されている(表1) No.6。また南北朝期の検注帳では、三野寺に認められた唯一の免田が二栢野の「カチ屋敷」六反である。いずれも両地区と三野寺との関係を史料的に示すものである。特に東寺の荘園経営下において三野寺唯一の免田が二栢野に設定されている点からも、三野寺と二栢野の密接な関係は間違いない。

三野寺の創建は、九世紀半ばに赤穂郡司を務めた秦内万呂の手によるとさ

れ、一四世紀半ばに成立した播磨の地誌「峰相記」にも「三野山(観音)、秦ノ内満建立」との記述がある⁴⁶⁾。古代播磨における秦氏の活動はつとに知られ、先述した三本卒塔婆にも秦河勝を大蛇から守った忠犬の伝説があり⁴⁶⁾、同地に残る大塚五輪塔は秦内麻呂による造立との伝承が「播州赤穂郡誌」に採録されている。矢野荘の秦氏と言えば、久富保の「開発領主」秦為辰であり、その後裔と称し、秦河勝を祭神とする荘鎮守大避神社の別当職以下を占めた矢野荘の「悪党」、寺田一族を想起するのは容易い。「峰相記」が記された時点で秦内万呂が三野寺を創建したとの伝承が流布していたのであれば、秦氏の後裔であることがアイデンティティである寺田氏にとつて三濃山周辺の掌握は、不可欠だったのではないだろうか。

現在、三濃山への上り口は、相生市矢野町瓜生・能下、たつの市新宮町二栢野、赤穂郡上郡町金出地にあり、前三者はいずれも矢野荘領家方に含まれる。本稿における直接の考察対象ではないが、矢野荘領家方五ヶ村の内、西奥は現矢野町瓜生・菅谷地区に比定されている⁴⁷⁾。瓜生から参道が伸びるだけでなく、菅谷には水田の真ん中に三濃山を遥拝する鳥居が建てられており、いずれも三濃山との密接な関わりを示す。

以上を踏まえるならば、二栢野・能下・瓜生・菅谷といった北部の領家方はいずれも三濃山麓に位置し、三濃山と密接な関係を有している。下地中分にあたって寺田氏は、自身のルーツとする秦氏と関係の深い三濃山周辺を領家方とすることに成功していたと考える。これまで矢野荘北部(上村)の信仰は、矢野町森の磐座神社が荘鎮守とされ、重視されてきた⁴⁸⁾が、領家方部分については、三濃山との結びつきをこれまで以上に念頭に置くべきと考えられる。能下・二栢野を考察することによって、従来は見落とされてきた三濃山への信仰、そして秦―寺田氏の記憶が蘇るのである。

おわりに

本稿は、周縁から中世荘園を捉え直すことを目的として、播磨国矢野荘最北の山間部、相生市矢野町能下、たつの市新宮町二栢野について考察を加え、その地域的特質を踏まえて矢野荘の領域構成との関係を論じた。以下、本稿

の成果をまとめ、残された課題を述べたい。

まず、第一・二章について。文献史料の分析と現地調査を併用した従来型の荘園研究に、GISを用いた分析を加えることで、中世の開発状況を視覚的・数量的に明らかにした。とりわけ、GISで作成したデータから算出した面積値が有効な分析素材となることを示した点で、荘園研究における分析ツールとしてGISの有用性を提示できたと考える。また、文献史料における両地区の現れ方から、いずれも領主にとっては周縁であるものの、名が設けられ検注が行われる荘園制的収取システム下の能下と、僅かばかりの年貢を納めるだけで領主による現地把握もほとんどなされない二栢野という両地区の差異・特色が明確になった。政所が置かれ、代官の給分が集中した若狭野平野周辺の状況を考え合わせると、若狭野―能下―二栢野という中心から周縁への荘園領主による関与の濃淡がグラデーションをなして浮かび上がってくる。今後、他の領家方内の村落をも考察することで、東寺の矢野荘経営における空間把握の実態が明らかになると考えている。

第三章では前章までの考察を踏まえて、なぜ、両地区が領家方に組み入れられたのかを探った。筆者の一人である赤松は、以前、下地中分で領家方になつた範囲には寺田氏の所領重藤名が集中的に分布していたことを指摘した⁽⁴⁹⁾。その寺田氏は、「開発領主」秦為辰の後裔と称して秦河勝を祭神とする荘園大避神社の別当職以下を占めるなど、秦氏との繋がりがアイデンティティの中核にあった。そして三濃山周辺には秦氏に関わる伝承が多く残り、領家方に組み入れられた二栢野・能下・瓜生はいずれも三濃山の麓にあつて密接な関係を有していた。従来、矢野荘北部の鎮守として重視されてきたのは現矢野町森の磐座神社であつたが、領家方として組み入れられた範囲は磐座神社の氏子ではなく、三濃山との関係が共通する。つまり、下地中分にあつて三濃山およびその周辺の掌握が寺田氏にとって重大な関心事だったのである。矢野荘において、複数の信仰圏が併存することはこれまでも指摘されてきたが、三濃山の信仰圏およびそれが領域構成にどう影響したかについて議論されることは少なかった。南北でおよそ異なる生活環境にあつた矢野荘であるが、とくに領家方においては秦―寺田氏の作つた枠組みを前提とし

ながら東寺の荘園経営は開始され、若狭野平野周辺の南部の掌握には注力した一方、三濃山信仰圏の北部については、その後も関与が希薄なものに止まつたのである。

周縁に注目することで、荘園領主による関与の濃淡や経営の限界、立荘後の開発に伴う荘域の拡大過程、これまで必ずしも注目されてこなかった信仰圏に基づく下地中分の領域設定など、様々な論点が浮かび上がってきた。荘園という領有単位内部の環境差は、赤松にとって予てから持つ関心の一つであるが、各地区が持つ個性を捨象することなく、多彩な側面を持つ中世荘園の姿を探し求めていきたい。

付、能下・二栢野調査概報(二〇一五年～二〇一三年)

本稿の考察は、二〇一五～二〇一三年に実施した現地調査(コロナ禍での中断を含む)を基にしている。矢野荘のなかでも、能下・二栢野という限られた地区を対象にしたものであることに加え、過疎化・高齢化のなかで得ることができた情報の分量に鑑み、報告書を別個に作成するのではなく、本稿の付録として調査概報を収めることにした。

1. 矢野町能下地区

○景観・生業調査

聞き取りによって得られた地名は【表5】の通り。

能下の水田は、多くが能下川から取水している。最も上手の井堰は県道から集落に入る道の奥谷橋付近で取水し、集落(上堂ノ本)方向に流れて集落北側を灌漑している。〇〇番地付近で取水するナカタユは、〇〇番地付近で取水するマエダユと合わせて、集落南方の水田を灌漑している。その他については、水路を確認することはできなかったが、能下川か、谷水かかりの灌漑であろう。集落の北方、榊や二栢野との境界領域に溜池があり、これをキリケやサイケと呼ぶ。この池は、能下川の水量を補う役割を果たした。

能下の人々の耕作地は、原則として能下に存在したが、現在の大字というと南の森や北のたつの市二栢野にも存在した。二栢野に自作していたのは、五～六軒程度だったという。

集落全体の行事としては、春（五月）の溝さらい、秋の道造りが行われていた。また、集落の家の建て替えの際には、小麦で藁屋根を葺いていたといふ。

【表5】 能下地区景観・生業調査

小地名	場所	備考
カタイドコ	能下402付近の西斜面	
コタマ	森 638	
モリタ	森 400	
ナカタ	能下423	早魃に強い
ドノモト	能下116	
マエダ	能下225周辺	
コダニ	能下177付近	
オクノムカイ	能下278か能下279	
ドノ	能下175-15' 16'付近	
マタニ	能下248付近から南西に延びる谷	
エノキダニ	能下248付近から西北西に延びる谷	
オクダニ	能下262付近から西北西に延びる谷	
ヒロバタケ	能下454' 455'付近	
タキガタニ	能下463付近から北西に延びる谷	
ヒロコゲ	能下349	
イシドウタニ	能下349付近から北西に延びる谷	
エドダニ	能下354-2'付近	
エノキダニ	能下354-2'付近	
オロチダニ	能下354-27'~30'付近	
ジヨウバラ	能下357-27'付近	

○信仰民俗調査

検出した屋号は【表6】の通り。

能下の鎮守は、集落の南外れにある八幡神社である。春の祭礼は四月、秋の祭礼は一〇月の一四日、一五日であった。その他に、八朔祭りを行っている

たという話もあった。

能下に現在寺院はないが、公民館となっている場所は、村堂であったと考えられ、現在でも小さな梵鐘がかけられている。この建物の裏手には五輪塔の残欠が多数見られ、「ゴリンサン」や「オダイシサン」と呼ばれている。かつてここが村堂であったことの証左といえよう。

その他の小祠として、コダニの中腹に「ホンコさん」と呼ばれるものがあり、二月一〇日に祭礼があつて、掛け軸や蠟燭を用いていたというが、現状を確認することはできなかった。

能下集落の隣保は、五つあり、オクダニ（能下257付近）には四軒、ナグラジョウ（能下バス停付近）には四軒、コダニは五軒（168' 162' 163' 187'）、ヒガシは六軒（160' 135' 他）、ニシは六軒（208' 212' 218' 220' 230' 226'）それぞれ存在していた。

【表6】 能下地区信仰民俗調査

屋号	場所	備考
ウエキヤ	能下	カジヤと八幡神社の間の家
カジヤ	能下160	もとはヒロハタケの家
トイヤ	能下168	
ミセヤ	能下242	もとはノウモトの家
コメヤ	能下187	
シンヤ	能下208	

2. 二栢野

○景観・生業調査

聞き取りによって得られた地名は【表7】の通り。

二栢野の水田は、七つの谷（岩井谷、保草、中ノ谷、筑原、峠、桂谷、奥林）からなっているとされ（奥林は小字に無い）、それぞれの谷水によって灌漑されている。よつて大規模な水路は存在しない。水田景観に影響を与えたであろう開発は、中国道の建設と、播磨科学公園都市の造成である。後者におい

ては、岩井谷、保草の奥にダムが建設され、かつての水田もある程度消滅している。

二栢野へは能下から出作してくる人もいたが、それらの水田は保草の谷の奥（現在ダムがある場所より南）に固まっていた。これは能下からの道が保草の

【表7】二栢野地区景観・生業調査

小地名	場所
ナガマチ	二栢野 212
サンカクダ	二栢野 249
ナカノタニ	二栢野 165～264
ヤクロダ	光都 3丁目 1504 付近
ヤマダ	二栢野 160
イチガメ	二栢野 574
エゴバタ	二栢野 571
オユビ	光都 3丁目 11 付近
ノギヤ	二栢野 14、もつへ 131 付近
オオナル	二栢野 2 付近
コヤバ	光都 3丁目 37 付近
ホンダ	二栢野 156
ノギヤ	二栢野 154 付近
ニシガイチ	二栢野 372 付近
ロクロベエ	二栢野 346 付近
シタユ	二栢野 539 周辺
ウワユ	二栢野 556 周辺
コヤガタニ	二栢野 236 周辺
イケダ	二栢野 194 周辺
ホダガヤ	二栢野 172 から東に延びる谷
カキダニ	二栢野 166 から東に延びる谷
アカマツダニ	二栢野 165 から西に延びる谷
ナベラダニ	二栢野 165 から東に延びる谷
ササガタニ	小字中ノ谷の最奥部、標高 326m 付近

谷の奥に通じていたためであろう。一方で、二栢野から能下への出作はなく、取れ高が高い金出地への出作はあった。

各谷の水田の特性としては、岩井谷は日照時間が短く、反当り五俵程度しかとれなかった。それに比べ、中ノ谷の方が取れ高はよかった。下田は非常に良い水田で、肥料次第では一〇俵とれた。オユビ、フクロダはフケダで、草を敷き込まないと体が沈んでしまうくらいだった。谷の奥の水田と往復するのは大変なので、寝泊まりする小屋も存在していたという。現在米を作っているのは五軒のみである。

隣接する三濃山では、松茸をとったり炭焼きをしたりしていた。狩猟はより離れた山で行っていた。また、三濃山村の田植えで人手が必要な際には、手伝うこともあったという。三濃山には草場もあり、周辺の集落から牛が放牧されていた。三濃山は霧が良く出るので、雨が降ると遭難しそうになり、その際には霧が晴れると山頂の樫の原木が目印になった。三濃山に限らず各家で用益していた場所を「ネヤ」と呼んでいた。

山を越える道は、黒蔵を経由して榊にも通じていた。この道は、筑原の谷を上がっていったという。

○信仰民俗調査

二栢野の鎮守は、集落の北にある須賀神社である。かつては、フジイカブ、ダイジョウサン、コシマエカブという集落の講の祠が集落各地に点在していたが、現在は須賀神社の境内に祀られている。右から、フジイカブ、ナカジョ、ダイジョウサン、コシマエカブの順に並んでいる（ダイジョウサンの旧地には、松が植わっている）。須賀神社の本殿の向かって左手には、ヤマノカミ（山栖神社）が祀られている。また、前述の七谷には、それぞれの谷の間の高いところに八荒神が祀られていたが、現在は須賀神社に社が集められている。祭礼は、一〇月の第一日曜日（昔は五、六日）に行われる。

寺院は浄土真宗本願寺派の聖塚山本覚寺があり、永正二年（一五〇五）、僧敬意による開基、本尊の阿弥陀如来立像は伝聖徳太子作、応仁・文明の乱の際に三濃山より難を逃れてもたらされたとの寺伝を伝えている。寺院裏手には「ゴリンサン」と呼ばれる五輪塔の残欠が残されている。二栢野の家々は、

本覚寺や角亀光淋寺の檀家となつてゐることが多い。

地蔵は、村の北外れの共同墓地に六地藏が、かつては能下への道の分水嶺にあつた地蔵が岩井谷のダム横に祀られている。六地藏のあたりは三昧となつてゐた。

兎猪(イノコ)は一月一四日に行われていた。イノコを作つて、各家庭を廻つていたという。

二栢野の隣保は四つで、南から石之内・上所・中所・下所と呼ばれた。また、屋号は、カサヤ(二栢野三八三)のみ検出された。鍛冶屋は二栢野にはおらず、金出地にはいた。

二栢野は、明治まで赤穂郡矢野村だったため、南の地域とのつながりは強く、三昧が北の外れにあるのは、村の奥だからと認識されている。

【付記】 相生市立歴史資料館には近世史料の閲覧や、圃場整備前図面の提供など、数々の便宜をいただいた。記して御礼申し上げたい。なお、本稿を掲載する『WASEDARLAS JOURNAL』がインターネット上で公開されることに鑑み、聞き取りにおける話者の個人情報には割愛した。

注

- (1) 大山喬平「荘園制」(『岩波講座日本通史 第七巻 中世一』岩波書店、一九九三年)。
- (2) 高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」(『塙書房』、二〇〇四年)、前田英之「鎌倉期の荘園制と複合的荘域」(『日本史研究』七〇三、二〇〇二年)など。
- (3) 矢野荘の研究史は、赤松秀亮「播磨国矢野荘研究の軌跡と展望」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二四〇、二〇一三年)を参照。
- (4) 矢野荘の概略は、『相生市史』第一巻・第二巻(一九八四・八六年)、馬田綾子「矢野荘」(『講座日本荘園史 八巻』吉川弘文館、二〇〇一年)、赤松秀亮「播磨国矢野荘」(鎌倉佐保・木村茂光・高木徳郎編『荘園研究の論点と展望』吉川弘文館、二〇一三年)などを参照。
- (5) 榎原雅治「汎・矢野庄の空間構成」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出は一九九九年)。
- (6) 小川弘和「播磨国矢野荘海老名氏考」(『日本歴史』六三三、二〇〇一年)、同「播磨国矢野荘海老名氏考」(『地方史研究』二九四、二〇〇一年)、坂本亮太「東寺領荘園の宗教構造」(『民衆史研究』六八、二〇〇四年)など。
- (7) 史料上の「村」という言葉が指すところは、極めて多層的であることが指摘され

周縁からみた播磨国矢野荘

- (8) 赤松秀亮「播磨国矢野荘における水害と損免要求」(『地方史研究』三九九、二〇一九年)、前掲注(7)赤松論文。
- (9) 矢野荘の空間構成については、前掲注(5)榎原氏論文、前掲注(7)赤松論文を参照。
- (10) 貞和元年二月八日「例名西方田地実検名寄取帳」(『東寺百合文書』み函二五、『相生市史』矢野荘史料 編年文書一三七、以下「東百」「相生」編年と略記)、同「西方畠并栗林実検名寄取帳」(『東百』口函六、『相生』編年二三八)、貞和二年四月一日「例名西方実検并斗代定名寄帳」(『東百』口函七、『相生』編年一四二)、同「西方畠実検名寄取帳」(『東百』ト函四〇、『相生』編年一四三)など。矢野荘の地名は前掲注(5)榎原論文に詳しい。
- (11) 赤松秀亮「荘園調査の到達点と地理情報の分析に向けた試み」(前掲注(4)鎌倉・木村・高木編著)。
- (12) 『播磨』五三三、一九六二年。
- (13) 『東百』テ函八、『相生』編年二一。
- (14) 榎原雅治「十五世紀東寺領矢野庄の荘官層と村」(前掲注(5)榎原氏著書、初出は一九八五年)。
- (15) 赤松秀亮「鎌倉末期播磨国矢野荘の領域構成」(『鎌倉遺文研究』三五、二〇一五年)。
- (16) 『東百』ム函五二、『相生』引付集三八、以下引付と略記。
- (17) 佐藤和彦「惣荘一揆の展開」(『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年、初出は一九六六・六八年)、伊藤俊一「高井法眼祐尊の一生」(『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は一九九二年)など。
- (18) 前掲注(10)貞和二年四月一日「例名西方実検并斗代定名寄帳」、同「西方畠実検名寄取帳」。
- (19) 酒井紀美「南北朝・室町期の公田と農民」(『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九七六年)。
- (20) 『相生市史 第二巻』(一九八六年)第一章「節」。
- (21) 検注帳の記載に加え、「廿一口方評定引付」応永三十四年七月五日条(『東百』天地之部二四、『相生』引付一〇六)では、末重・吉守・仏道の三名で発生した水損の年貢半額免除が認められており、これら三名が近接していることを確認でき、検注帳の記載と合わせて能下の名であるとわかる。
- (22) 前掲注(5)榎原氏論文。
- (23) 小字については『相生市史 第六巻』「地区誌」を参照。

- (24) 公民館軒下に掛けられた「能下村同行尼講 明治廿三年九月日」の銘がある小鐘は村堂の名残で、本尊は相生市矢野町森地区の寺院で保管されている。
- (25) 正安元年正月二五日「矢野庄地頭領家山分帳案」〔「東百」み函八・二、「相生」編年二・一・一〕
- (26) 「東百」み函八・一、「相生」編年二・一・一。
- (27) こうした中世の空間認識は、近世以降にも引き継がれ、享保年間に能下村と近隣の村々との間で惹起した山論の際には、字三本卒塔婆は、周辺の村々の入会地となっており、能下村の東西に広がる村有の山（小字西北山・東平山）とは明確に区分されている（注〔28〕絵図）。また藤江忠廉「播州赤穂郡志」（赤穂郡誌・播州赤穂郡志）臨川書店、一九七三年、初出は一七四七年）では、「栢野三本卒塔婆」との記載がある。いずれにせよ、三本卒塔婆が能下に属するのは必ずしも自明ではなかった。
- (28) 享保五年七月「論所下済絵図」、享保一四年一月二三日「御裁許御裏書絵図」（相生市立歴史資料館に依頼し、画像データを閲覧。書誌情報は、相生市教育委員会史編纂室編『相生市史編纂資料 索引簿』「能下村蔵文書」に記載）。
- (29) 建武二年一〇月日「例名西方内検名寄取帳」（「東百」サ函六、「相生」編年一〇六）。
- (30) 宝暦二年「菅谷・能下・下頃・三濃山村明細帳」（「相生市史 第五巻」近世史料第一章第二節八〇）。
- (31) 前掲注〔23〕「地区誌」。
- (32) 前掲注〔28〕。
- (33) 古関大樹「兵庫県の地籍編製地籍地図」（『半田山地理考古』七、二〇一九年）。
- (34) 前掲注〔27〕。
- (35) 前掲注〔5〕榎原氏論文。
- (36) 保延三年一〇月二三日「矢野荘立券文案」（『白河本東寺百合文書』八六、「相生」編年一）。
- (37) 「地頭・領家山分帳写」（「東百」よ函一、「相生」編年六〇九）。
- (38) 「東百」ロ函六、「相生」編年一三八）。
- (39) 「東百」ノ函四六、「相生」編年三二二）。
- (40) 富田正弘「中世東寺の寺官組織について」（『資料館紀要』二三、一九八五年）。
- (41) 応安三年四月一七日「禪舜公事銭請文」（「東百」ヤ函三二、「相生」編年三二四）。
- (42) 「東百」ヲ函三五、「相生」編年五七〇）。
- (43) 応永三三年二月五日「学衆方年貢等散用状」（「東百」カ函一〇一、「相生」編年七四八）。
- (44) 文安二年八月日「学衆方年貢等散用状」（「東百」ヲ函一五一、「相生」編年九二八）。
- (45) 『統群書類従 第二八輯上 积家部』（『統群書類従完成会、一九五八年』）。
- (46) 伝説自体は、全国的に見られる犬塚伝説が地名や石塔と結びつきながら、現地で語り継がれたものと推定される。なお、犬塚伝説については、『日本伝奇伝説大辞典』
- (47) 〔角川書店、一九八六年〕の「犬塚」（渡辺昭五氏執筆）を参照。
- (48) 前掲注〔5〕榎原氏論文。
- (49) 前掲注〔5〕榎原氏論文、前掲注〔7〕坂本氏論文。
- (49) 前掲注〔15〕赤松論文。

A Reconsideration of Yano Estate in Harima Province
from the Periphery's Perspective -A Basic Study
of the Northernmost Mountainous Area and a Field Survey Report

Hideaki AKAMATSU and Suguru TAKAHASHI

Abstract

The purpose of this article is to examine the periphery of the estate (shôen) in the medieval period, using Yano Estate in Harima Province. The image of the estate revealed by the methodology of historiography is largely determined by the state of the surviving historical manuscript. In other words, while it is possible to elucidate various matters about areas with abundant historical records, many of which are politically, economically, and culturally important, there is little to be learned about other areas. By clarifying the reality of the periphery of the estate space, we will attempt to relativize the image of the estate that has been conventionally associated with it. We expect that presenting a different picture of estate that has been the subject of an enormous amount of previous research, such as Yano estate in Harima province, will make estate research more diverse and richer.

In Chapter 1, we will discuss the district of Nougé, Aioi City, Hyogo Prefecture, and in Chapter 2, we will discuss the district of Futa tsugaino, Shingu Town, Tatsuno City, Hyogo Prefecture. First, we will examine the position of the area in relation to the estate owner (Touji Temple), guided by historical documents. Then, based on the tax collection ledger from the end of the Kamakura period, we will estimate the route of the land survey and identify the place name. Subsequently, based on the land registry maps created in the early Meiji period, we estimate the appearance of the area at the beginning of the modern era, and through comparison with the detailed account ledgers of the early modern era and the census ledgers of the medieval era, we estimate the landscape of the area during the medieval era. In Chapter 3, based on the discussion of the two sites, we will discuss the regional characteristics of the northernmost periphery of the Yano Estate.

Through the above discussion, we will reconsider the conventional understanding that the appearance of the plains around the present Wakasano-chô, Aioi City, Hyogo Prefecture = the appearance of Yano Estate, and will present the diversity of the estate's environment. In addition, we will demonstrate the effectiveness of field surveys and GIS (Geographic Information System) analysis in clarifying the peripheral areas of the estate, which are not necessarily well documented, to further deepen our research methods.